

要介護認定がなくても利用できるサービス

緊急通報システム設置

急病や災害時などに迅速な対応ができるよう緊急通報装置などを貸与します。非常時の連絡先・駆けつけ人として、近くの親戚、知人などの協力を得て実施します。携帯電話回線の利用も可能です。

対象 次のうちいずれかに該当する人

- ① 65 歳以上のひとり暮らしの人
- ② 65 歳以上の人で、ほかの家族が病弱または寝たきりなど、ひとり暮らしと同等であると認められる人

利用者負担 ①市民税非課税世帯…月 500 円
②市民税課税世帯…月 1,000 円

※撤去時は立ち合いのうえ、機器の返却が必要となります。

高齢者日常生活用具購入費給付

下記の品目を給付して、在宅での安全を図ります。

対象 65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、認知症などにより火の取り扱いに不安がある人。

①電磁調理器（1 世帯につき 1 台）

②心身機能が低下していること

③認知症であること

④自動消火器、住宅用火災警報器（それぞれ 1 世帯につき 2 台まで）

⑤生計中心者の前年所得税が非課税であること

⑥認知症であること

利用者負担 品目や所得により、利用者負担額が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

高齢者の家族への支援

在宅介護手当支給

介護者の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、在宅介護手当を支給します。

対象 在宅において、要介護 3 以上の認定を受けている人を介護する人

支給額（月額）

①要介護 3 …8,000 円／②要介護 4 …9,200 円／③要介護 5 …1 万 700 円

生活支援短期入所

在宅生活が困難な場合や、社会的理由により支援が必要な場合に、介護保険サービスとは別に短期入所事業（ショートステイ）を実施します。

対象 要支援・要介護認定を受けている人、おおむね 65 歳以上の虚弱もしくは認知症などの人

利用日数

①要支援・要介護認定者…6 カ月につき 21 日間

②介護未認定者…6 カ月につき最大 7 日間

利用者負担 介護報酬の 3 割程度

その他

軽・中等度難聴者補聴器購入費助成

18 歳以上で聴力レベルが両耳それぞれ 30 デシベル以上の人、または医師が補聴器装用の必要を認めた人で身体障害者手帳（聴覚障害）の対象とならない人に、補聴器購入費の一部を助成します。

助成額 ①生活保護世帯・市民税非課税世帯…購入費の全額（上限額 5 万円）
②市民税課税世帯…購入費の 2 分の 1（上限額 3 万円）

注意事項 補聴器を購入する前に申請が必要です。修理費や付属品単体の購入費は対象外です。助成を受けてから 5 年を経過するまで、再度申請はできません。

その他 在宅でなくてもご利用いただけます。

問合せ先	電話番号	担当地区
長寿福祉課 長寿福祉係	☎77・8175	—
地域包括支援センター おおまがり	☎61・6165	西燕町、桜町、秋葉町二丁目～四丁目、水道町、寿町、白山町、廿六木、小池、小池新町、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、大曲、緑町
地域包括支援センターさわたり	☎62・2900	おおまがり担当地区以外の燕地区
吉田地区地域包括支援センター	☎94・7676	吉田地区
分水地区地域包括支援センター	☎97・7113	分水地区

高齢者在宅福祉サービスをご利用ください

※申請が必要です。

高齢者の皆さんが住み慣れた地域の中で、健やかで快適な暮らしができるよう実施している市の高齢者在宅福祉サービスを紹介します。サービスの詳細や申請方法については、[長寿福祉課](#) [長寿福祉係](#)、[地域包括支援センター](#)、担当のケアマネジャーにご相談ください。

要介護認定者が利用できるサービス

福祉タクシー介護料金助成

福祉タクシーを利用した場合、ストレッチャー利用介護料金の一部を助成します。

対象 次のうちいずれかに該当する人

①要介護 3・4・5 の人

②身体障害者手帳 1・2 級、または療育手帳 A の交付を受けている人で、重度心身障害者医療費助成の受給者証の交付を受けている人

助成額

①燕タクシー…1 回片道 250 円

②中央タクシー…1 回片道 785 円

注意事項 ストレッチャーの利用のみ対象。車いすの利用は対象外です。燕タクシー、中央タクシーを利用した場合に限ります。社会福祉協議会が実施している「障がい者タクシー利用料金助成事業」とは異なるものです。

その他 在宅でなくても利用可。

訪問理美容サービス助成

市内理美容店の訪問理美容サービスを受ける際の費用を助成します。

対象 次のうちいずれかに該当する在宅の人

①要介護 3・4・5 の人

②身体障害者手帳 1・2 級、または療育手帳 A の交付を受けている人で、重度心身障害者医療費助成の受給者証の交付を受けている人

助成内容 1 回につき 2,500 円（年度内に 2 回まで）

紙おむつ券支給

常時紙おむつが必要な人に、紙おむつ支給券を交付します。

対象 次のうちいずれかに該当する市民税非課税の在宅の人

①要介護 1・2・3・4・5 の人

②身体障害者手帳 1・2 級、または療育手帳 A の交付を受けている人で、重度心身障害者医療費助成の受給者証の交付を受けている人

支給券の額

①市民税非課税世帯…月 5,500 円

②市民税課税世帯（本人非課税）…月 3,300 円

※本人が課税されている場合は対象外

注意事項 福祉施設・医療施設に入所・入院している間は利用できません。利用した場合は、利用相当額を返還していただきます。

寝具乾燥サービス

寝具の衛生管理などが困難な人に、寝具 1 組（敷布団、掛布団、毛布など）の乾燥消毒などを実施します。

対象 次のうちいずれかに該当する在宅の人

①要介護 3・4・5 の人

②身体障害者手帳 1・2 級、または療育手帳 A の交付を受けている人で、重度心身障害者医療費助成の受給者証の交付を受けている人

実施回数 ①乾燥・消毒…年 4 回

②丸洗い…年 2 回

利用者負担

①市民税非課税世帯…無料

②市民税課税世帯…乾燥 1 回 620 円、丸洗い 1 回 1,280 円

配食サービス

ひとり暮らしの高齢者などのうち、安否確認が必要で自ら食事を用意することが困難な人に対して食事を提供します。また、配食を通じて見守り活動を行います。

対象 次のすべてに該当する人

① 70 歳以上の人

②ひとり暮らし、または世帯全員が高齢者の人

③世帯全員が次のいずれかに該当
(1)要介護および要支援の人
(2)身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

利用者負担 1 食 300 円

提供日数 週 2 日以内（1 日 1 食）

在宅介護保険サービス利用者負担軽減

生計困難者が在宅で自立した生活を営めるように、在宅介護保険サービスの利用料の一部を軽減します。

対象 要支援 1 から要介護 2 の人で、次のすべてに該当する在宅の人

①介護保険料の所得段階が第 1 段階の人

②世帯外の市町村民税の扶養親族になっていない人

③世帯外の医療保険の被扶養者になっていない人

④介護保険料を滞納していない人

軽減率 対象となる介護保険の居宅サービスの自己負担額の 3 割
※「社会福祉法人などによる生計困難者に対する利用者負担軽減事業」とは異なるものです。